

神奈川県内のほとんどの公立学校には、外国籍の児童・生徒が在籍しています。また、それ以外にも、言語・文化などに様々な背景をもった児童・生徒、たとえば日本国籍であっても母語が日本語ではないなどの児童・生徒が在籍しています。こうしたことから神奈川県においては、「外国につながるのある児童・生徒」という表現を使うようになりました。

多文化共生社会実現のためには、国籍・文化・民族などの違いによる差別や偏見をなくす教育をすることはもちろん、外国につながるのある児童・生徒への支援体制を整備するとともに、外国につながるのある児童・生徒が、誇りをもって本名が名乗れる環境を作っていくことが大切です。

#### ◇文化や民族の違いの理解

児童・生徒の間で起こるトラブルの中には、文化や習慣の違いへの理解不足が原因の場合もあると考えられます。一人ひとりの児童・生徒が違いを認め合い、互いの文化と個性を尊重する態度を身につけることが大切です。学級などで、外国につながるのある児童・生徒の生活習慣やその国の歴史、文化などへの理解を深めることは、児童・生徒が多様な文化について正しい認識をもち、国際社会で主体的に行動する上で効果的です。また、そのような取組は、外国につながるのある児童・生徒にとって、自分自身だけでなくその国の文化も大切にされているという実感につながります。

#### ◇本名が名乗れる教育環境づくり

外国につながるのある児童・生徒が、自らのアイデンティティを再確認し、自尊感情をもって学校生活を有意義に過ごすためにも本名を名乗ることのできる教育環境を作ることが求められています。本名が名乗れない理由は、当然のことながら、本名を名乗ると差別を受ける、あるいは差別を受けそうだから、ということです。もちろん、本名を名乗っても差別を受けることなく生活している児童・生徒もいます。ただ、周囲の人から見て差別を受けていないように見えても、本名での生活には様々なストレスや不便がつきまとうと言われてしています。

名前を呼ばただけでじろじろ見られたり、何度も名前を聴き返されたり、「国籍はどこでいつ日本に来たのか。」など、興味本位で様々な質問を受けることもあります。右から左に横書きをする言語もありますが、日本の申請用紙はすべて左からの横書きであり、中には縦書きの書類もあります。

このような中で本名を貫くためには、様々な軋轢を乗り越え、相応の労力をかけなければなりません。通称名を使用したほうが、はるかに楽なのです。

しかし、通称名はあくまでも通称名です。ある程度面倒な作業からは逃れられますが、逆に、今度は、通称名であることや複数の名前があることについて説明しなければならなくなります。結局、本名を隠していることへの罪悪感や、通称名使用

の煩わしさから、思い切って本名を使用するようになる人もいます。

#### ◇偏見や差別意識の払拭

外国につながるのある児童・生徒が、それを理由にいじめられるといった直接的な差別のほか、外国籍であることが理由で希望の会社に入れなかったり、住まいを探すときに断られたりするなど、外国人に対する差別の実態があります。外国につながるのある児童・生徒が、安心して学校生活をおくるためには、外国人に対する偏見や差別意識を払拭し、ともに生きる社会を実現することが重要です。近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的関心を高めており、平成28年6月3日には、外国人に対する差別的言動の解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。この法律には第6条において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動などについて規定されています。民族や国籍などの違いを越え、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

#### <参考資料>

「人権教育ハンドブック」神奈川県教育委員会（平成30年4月）

#### 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

平成28年6月3日施行

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本

邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

#### （基本理念）

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## 第2章 基本的施策

### （相談体制の整備）

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

### （教育の充実等）

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

### （啓発活動等）

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、そ

の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

## <ヘイトスピーチ Q&A>

**Q1 ヘイトスピーチって何？**

A1 ヘイトスピーチに明確な定義はありませんが、最近、デモやインターネット上で、特定の国の出身の人々を、その出身であることのみを理由に一方的に我が国の社会から追い出そうとしたり、特定の国の出身の人々に一方的に危害を加えようとする内容の言動が見られ、このような言動が一般にヘイトスピーチと呼ばれています。例えば、特定の国の出身の人々について一律に「日本から叩き出せ」や「殺せ」というものが、ヘイトスピーチに当たるとされています。

**Q2 ヘイトスピーチの何が問題なの？**

A2 このような言動は、言われている人々の心を傷つけたり、そのような人々に対する差別を生じさせるおそれがあり、決してあってはならないものです。

**Q3 ヘイトスピーチをなくすために、私たちにできることは？**

A3 まずは、こうしたヘイトスピーチをなくしていく必要性について、私たちの理解を深めることが重要です。このことは、平成28年にできた、いわゆるヘイトスピーチ解消法（※）にも、基本理念として書かれています。

※正式名称は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年5月24日成立，同年6月3日施行）

「私たちの身近にあるヘイトスピーチ」法務省人権擁護局・全国人権擁護委員会連合より

STOP! HATE SPEECH

# ヘイトスピーチ、許さない。

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動を見聞きしたことがありますか。  
こうした言動は、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。  
違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

**ヘイトスピーチ解消のための法律が施行されました!!**

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が  
平成28年6月3日から施行されました。

詳しくは  
[http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00108.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html)

ヘイトスピーチ、許さない

検索

 **法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会**

STOP! HATE SPEECH

# ヘイトスピーチ、許さない。

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的関心を集めています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。一人一人の人権が尊重され、豊かで安心して暮らせる成熟した社会の実現を目指す上で、こうした言動は許されるものではありません。

人種等を理由とした差別の根絶に向けては、人種差別撤廃条約等に基づく国際的な取組が続けられており、我が国としてもこれに込めていく必要があります。

また、平成28年6月3日には、外国人に対する差別的言動の解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、外国人の方々と交流する機会は今後ますます増加することが予想されます。民族や国籍等の違いを超え、互いの人権を尊重しあう社会を共に築きましょう。

## 法務省の人権擁護機関の取組

法務省の人権擁護機関では、現在、こうしたヘイトスピーチがあってはならないことを、皆さんに御理解いただくやすい形で表した、より効果的な各種啓発活動に積極的に取り組んでいます。

また、法務局では、職員や人権擁護委員（法務大臣から委嘱された民間の人たち）が、ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する問題について相談に応じています。

なお、英語や中国語などの通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を、特定の法務局（東京、大阪、神戸、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松、松山）において曜日を指定して開設し、相談に応じています。（詳細は、<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>）

ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する問題でお悩みの方はご相談ください。

**みんなの人権110番**  **0570-003-110**

法務省ホームページ「ヘイトスピーチ、許さない」 [http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00108.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html)

「人権啓発活動ネットワーク協議会ホームページ」 <http://www.moj.go.jp/jinkennet/>

「人権啓発デジタルコンテンツ」 [http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00041.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00041.html)

「人権ライブラリー」 <http://www.jinken-library.jp/>